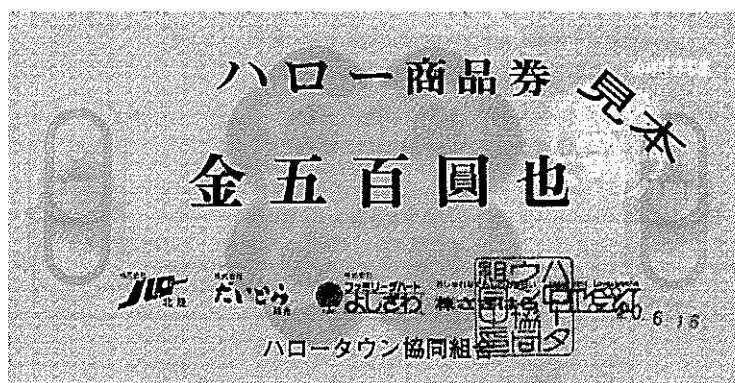


旧ハロータウン(協)発行商品券をお持ちのお客様へ

資金決済に関する法律に基づく 払い戻しのお知らせ

資金決済に関する法律第20条第1項に基づき払い戻し手続きを行いますので、対象商品券をお持ちのお客様はお申し出いただきますようお願いいたします。

■ 対象商品券 ハロータウン 商品券



■ 払い戻し申し出期間

平成23年7月1日(金)～平成23年8月31日(水)

※ 上記お申し出期間に申し出されないお客様は、本払い戻し手続きから除斥されます。

■ お申し出方法

加盟店「ギフト三ツ星」「ウイング」に設置の払い戻し申請書にご記入の上、商品券と一緒にご提出下さい。

■ 払い戻し方法

払い戻し申し出期間が終了後、口座振込みで払い戻しいたします。

☐ 問い合わせ先

福井県あわら市舟津47-39-1

株式会社 三星

TEL 0776-78-7560